

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日提出

提出者 相模原市議会議員 稲 垣 稔
提出者 相模原市議会議員 長 友 義 樹
提出者 相模原市議会議員 岸 浪 孝 志
提出者 相模原市議会議員 加 藤 明 徳

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正す
る条例

第 1 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和 3 1 年相
模原市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 6 5」を「1 0 0 分の 1 7 5」に改める。

第 2 条 相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 0」を「1 0 0 分の 1 5 5」に、「1 0 0 分
の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平
成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

国の特別職の職員に対する期末手当並びに本市の一般職の職員に対する期末手
当及び勤勉手当の支給割合等を勘案し、市議会議員の期末手当の支給割合に係る
規定を改正いたしたく提案するものである。

議提議案第 1 2 号関係資料

相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

期末手当の支給割合の改定(第 1 条及び第 2 条関係)

単位：月

区 分	現 行			改 定 後		
	6月期	12月期	合 計	6月期	12月期	合 計
市議会議員	1.5	1.65	3.15	1.5	1.75	3.25
				1.55	1.7	3.25

備考 改定後の欄の上段は平成 2 8 年度の支給割合、下段は平成 2 9 年度以降の支給割合

2 施行期日

平成 2 8 年 1 2 月 1 日。ただし、平成 2 9 年度以降の期末手当の支給割合に係る規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

社会が高度化・複雑化し、地方分権が進展する中、行政需要は増大し、二元代表制の一翼を担う議会の役割はますます重要になっている。

とりわけ、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する地方創生の推進に当たっては、地方議会は大きな責任を担っている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、専門化が進んでいる状況にある。

こうしたことから、地方議会議員が議員活動に専念できるよう、社会保障制度を充実させる必要がある。

よって、国におかれては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における市民の負託に応える人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣 下
内 閣 府

平成 28 年 12 月 20 日提出

提出者 相模原市議会議員 中 村 昌 治
提出者 相模原市議会議員 岸 浪 孝 志
提出者 相模原市議会議員 加 藤 明 徳
提出者 相模原市議会議員 長 友 義 樹

女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）の早期成立を求める意見書

平成 27 年 9 月 4 日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布、施行され、女性の職業生活においては、その希望に応じて能力を十分に発揮し、活躍できる環境が整備されることとなった。

しかしながら、女性の健康については、心身の状態がライフステージに応じて大きく変化するという特性に着目した対策や、働く女性の増加や婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等、社会的状況の変化に応じた対策が十分に実施されているとは言い難い。

これに対し、他の先進諸国では性差に着目した新たな健康科学の概念が構築され、科学的根拠に基づいた種々多様な女性の健康増進対策が普及している。

女性が心身の状態や変化を自覚し、自らの健康の保持増進に主体的に取り組むようになることは、それぞれのライフステージにおける女性の自己実現を促進し、社会参加を後押しすることにつながるものである。そのためにも、それぞれのライフステージにおける女性特有の心身の状態や社会的状況等の変化に伴う女性の健康に関わる問題の変化に的確に応じた包括的な支援が求められる。

よって、国会及び政府におかれては「女性の健康の包括的支援に関する法律（仮称）」を早期に成立させ、女性の健康支援対策を総合的かつ計画的に推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成 28 年 12 月 21 日提出

提出者 相模原市議会議員 小野沢 耕 一

提出者	相模原市議会議員	小田	貴久
提出者	相模原市議会議員	山下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野	弘
提出者	相模原市議会議員	古内	明
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千代
提出者	相模原市議会議員	西家	克己
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩孝

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める
意見書

政府は、日本が世界に誇る社会保障の充実・安定化とそのための安定財源の確保、及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めて来ました。しかしながら今般、世界経済が直面するリスクを関係諸国が一体となって回避するために、医療や介護などを支える消費税率の10%への引き上げが、平成31年10月まで再延期されることになりました。

他方で、2012年には約1500万人だった75歳以上の高齢者数は、2015年には約1700万人、そして2025年には約2200万人と推計されており、このように急激に進行する高齢化への対策は確実に進めることが必要です。また、日本は、本格的な人口減少の時代に突入し、2015年の人口減少幅が約27万人と過去最大となりました。まさに、高齢化対策も少子化対策も待ったなしであります。

さらに、これらの施策を支える安定財源を確保するための日本経済の底上げも正念場であり、GDPと雇用の約7割を占める「地域経済圏」の活性化が求められています。今こそ、地域資源や地域の特色に着目した、農林水産業の6次産業化や、魅力ある観光産業の開発など、産・学・金・官の連携による地域産業の創造と、地方への移住促進や小さな拠点、生涯活躍のまちづくりなど、将来にわたって活気ある地域づくりを本格的に推進すべき時であると考えます。

そこで政府においては、すべての国民が等しく住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を適切に講じられることを強く求め、以下の事項について要望を致します。

- 1 消費税率の引き上げ延期による地方における社会保障の充実施策の実施に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。特に、要望の強い保育の受け皿整備に係る財源については、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。
- 2 人材確保が喫緊の課題になっている保育士・介護職員などの処遇改善など「一億総活躍プラン」関連施策の実施についても、地方負担分も含めて国の責任において適切に財源措置を講じること。

- 3 人口減少社会への対応という中長期的な課題に取り組む地方自治体をサポートし、地域の実情に応じて自主性・主体性を発揮し、地方創生を推進することが出来るよう、1兆円の「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続すること。また、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 4 地方自治体が提供する社会保障の充実策をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを確実に実施するためには、地方一般財源の確保が不可欠であり、特に地方交付税総額については確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣
あ て

平成28年12月21日提出

提出者	相模原市議会議員	小野沢	耕一
提出者	相模原市議会議員	小田	貴久
提出者	相模原市議会議員	山下	伸一郎
提出者	相模原市議会議員	臼井	貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野	弘
提出者	相模原市議会議員	古内	明
提出者	相模原市議会議員	五十嵐	千代
提出者	相模原市議会議員	西家	克己
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩孝

沖縄でのMV - 22 オスプレイの不時着水事故に関する意見書

平成 28 年 12 月 13 日、沖縄県名護市沖の海上において、米海兵隊のMV - 22 オスプレイが不時着水し、乗員が負傷する事故が発生した。更に、同日、普天間飛行場で胴体着陸する事故も発生している。

オスプレイについては、昨年 5 月、米国ハワイ州オアフ島で発生した着陸失敗事故に伴い、本市議会として、国会及び政府に対し、事故原因の究明とともに、オスプレイに対する市民の不安の払拭、安全性の確保などを求めたところであるが、日本国内においても、このような重大事故を起こしたことは極めて遺憾な事態である。

このため、国は、基地周辺住民の不安の払拭に向け、オスプレイの安全性について、丁寧かつ具体的な説明を行う必要がある。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の措置をとるよう、改めて強く求めるものである。

- 1 安全が確認されるまでは、県内基地周辺での運用を行わないよう米国に求めること。
- 2 今回の事故の原因究明を徹底し、迅速に公表するとともに、適切な再発防止策を講じるよう米国に求めること。
- 3 オスプレイについて、市民の不安の払拭、安全性の確保に万全を期すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣 下
内 閣 閣 下

平成 28 年 12 月 21 日提出

提出者 相模原市議会議員 小野沢 耕 一
提出者 相模原市議会議員 小 田 貴 久
提出者 相模原市議会議員 山 下 伸一郎

提出者	相模原市議会議員	白井貴彦
提出者	相模原市議会議員	小野弘
提出者	相模原市議会議員	古内明
提出者	相模原市議会議員	五十嵐千代
提出者	相模原市議会議員	西家克己
提出者	相模原市議会議員	久保田浩孝

原発事故避難者に対する住宅無償提供継続を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故から 5 年半が経過し、事故によってふるさとから離れることを余儀なくされた避難者は、平成 27 年 10 月末現在で約 3 万 6,000 世帯に上り、その内、神奈川県においては約 300 世帯、相模原市においては 19 世帯の方々が、今もなお避難生活を送っている。

しかし、政府と福島県は昨年、避難指示区域外からの避難者に対する借り上げ住宅の無償提供を平成 29 年 3 月限りで打ち切ることと決定し、福島県による来年度からの支援策についても、対象範囲や期間、補助額等は限定的で、住宅支援の継続、拡充を希望する多くの避難者のニーズに充分に応えるものとはなっていない。

最も基本的な生活の基盤を支える住宅支援の打ち切りは、多くの避難者に直ちに経済的な困窮を招くばかりでなく、とりわけ自助努力で避難生活を続けている母子避難者にとっては、子どもたちの未来をも断ち切られることになりかねない。

平成 24 年に制定された「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「子ども被災者支援法」という。）」では、「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」とうたっている。避難者の住宅支援においては、本来この子ども被災者支援法に基づく抜本的な対策や新たな法制度の確立が必要である。

よって、国会、政府、福島県及び神奈川県におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 東京電力福島第一原発事故避難者が今のまま住み続けられるよう、住宅支援を継続、拡充させること。
- 2 子ども被災者支援法に基づき、抜本的、継続的な住宅支援が可能な新たな制度を確立すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国 会
内 閣
福島県知事
神奈川県知事
あ て

平成28年12月21日提出

提出者	相模原市議会議員	古 内	明
提出者	相模原市議会議員	鈴 木	秀 成
提出者	相模原市議会議員	田 所	健太郎
提出者	相模原市議会議員	宮 崎	雄一郎
提出者	相模原市議会議員	後 田	博 美
提出者	相模原市議会議員	長 友	義 樹
提出者	相模原市議会議員	関 根	雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	加 藤	明 徳